

## 宮城県立循環器・呼吸器病センター残置医療機器等移設業務

本仕様書は、宮城県立循環器・呼吸器病センター(以下「循呼センター」という。)が平成31年3月末をもって閉院したことに伴い、循呼センターに残置されている医療機器や備品等を宮城県立精神医療センター(以下「精神医療センター」という。)及び宮城県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)へ移設する業務内容について示したものである。

### 1 業務概要

(1) 宮城県立循環器・呼吸器病センター残置医療機器等移設業務

(2) 施設概要

移設元：宮城県立循環器・呼吸器病センター(宮城県栗原市瀬峰根岸 55-2)

移設先：宮城県立精神医療センター(宮城県名取市手倉田字山無番地)

宮城県立がんセンター(宮城県名取市愛島塩手字野田山 47-1)

### 2 業務の内容

循呼センターに残置されている下記物品(以下、「移設対象物」という。)の梱包・搬出・運搬及び移設先への搬入・開梱、設置等

(1) 医療機器等(別紙1「移設対象医療機器等一覧」に示す通り。)

(2) 備品等

### 3 実施期間

契約締結の日から平成31年4月30日(火)まで

※但し、がんセンターへの移設対象物の搬入は平成31年4月26日(金)に実施すること。

### 4 役務要件

(1) 各作業の実施にあたり、各病院の患者や職員等への迷惑とならない作業を行うこと。

(2) 各病院の建物設備等に破損が生じないように、十分に注意すること。本業務履行中の建物設備等への破損が認められる場合には、受注者の責任で原状回復すること。

(3) 移設対象物の梱包・搬出・運搬及び移設先への搬入、開梱、設置に係る一切の費用は受注者の負担とする。なお、梱包材の処分についても、受注者の負担とする。

(4) 本業務の履行中に移設対象物の破損が生じた場合には、受注者の責任で修繕すること。

(5) 2(2)に示す「備品等」の状況は、別紙2「移設対象備品等の状況」に示す通りとするが、必要に応じて6(2)に担当者に電話連絡の上、下記の期間に現地確認をすること。なお、本現地確認において2(1)に示す「医療機器等」の設置状況も確認可能である。

期間：平成31年4月4日(木)から平成31年4月11日(木)まで

(6) 2(1)に示す「医療機器等」の移設場所は、別紙1「移設対象医療機器等一覧」の通りとする。

(7) 2(2)に示す「備品等」の移設場所は全てががんセンターであり、がんセンターの大会議室に搬入すること。

(8) 上記事項に明示していない事項でも、業務遂行上又は技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行うこと。

## 5 提出書類

作業の実施前、作業の完了後について、それぞれ下記した書類等を発注者へ提出し、それぞれ内容について確認を受けること。

### (1) 作業の実施前

- ・実施体制表
- ・実施スケジュール表
- ・連絡体制表

### (2) 作業の完了後

- ・業務完了報告書(全作業の終了後に提出。所定様式あり)

## 6 その他

(1) 受注者は、本業務に伴い知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2) 疑義が生じた場合は、下記担当者に連絡をとり指示を受けること。

担当部署：地方独立行政法人宮城県立病院機構本部事務局企画経営課

担当者：主事 工藤 慶也

〒981 - 3204 宮城県名取市愛島塩手字野田山 47 - 1

電話：022-796-1044

FAX：022-796-1046

電子メール：honbu-keiei@miyagi-pho.jp